

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月15日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第32号

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条第1項第1号を次のように改める。

（1）加入医療保険資格情報が分かる書類

第10条中「被保険者証又は組合員証及び」を削り、同条ただし書中「被保険者証若しくは組合員証又は」を削る。

第1号様式中「被保険者証を必ず」を「加入医療保険資格情報が分かる書類を」に改める。

第2号様式中「被保険者証（又は組合員証）に添えて」を削る。

第4号様式中「被保険者証を」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

第7号様式中「被保険者証を必ず」を「加入医療保険資格情報が分かる書類を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則第2号様式による受給者証とみなす。